

会 議 録

会議の名称	豊中市特別職報酬等審議会		
開催日時	平成26年(2014年)12月25日(木)10時00分～12時00分		
開催場所	市役所別館三階研修室	公開の可否	<input checked="" type="checkbox"/> 可・不可・一部不可
事務局	総務部人材育成センター人事課	傍聴者数	0人
公開しなかった理由	—		
出席者	委員	宮本又郎、吉村直樹、山田徹、久野豊子、久山信子、吉田拓真、相原洋、清水聖子、西田健太郎(計9名)	
	事務局	(説明員) 総務部長 菊池秀彦 総務部人材育成センター長 岩元義継 総務部人材育成センター人事課長 大澤亮太 市議会事務局長 伊藤孝彦 市議会事務局次長兼総務課長 尾林佳子 財務部財政室長 田上淳也	
	その他	総務部人材育成センター人事課 倉田仁一、西岡良和、町田渉	
議題	1.会長の選挙について 2.会長職務代理者の指定について 3.特別職の報酬等について 4.政務活動費について 5.その他		
審議等の概要 (主な発言要旨)	別紙のとおり		

審議等の概要（主な発言要旨）

1. 市長の挨拶

審議会の開催に先立ち、淺利市長から次のような挨拶があった。

（要旨）

本審議会委員の改選の年にあたり、皆様には新たに委員としてご就任をお願いいたしましたところ、快くお引き受けいただき、お礼申し上げます。

特別職の報酬等の額につきましては、平成23年度に、本審議会から平均6.7%引き下げる答申をいただき、平成24年3月議会において関係条例を改正し、平成24年4月から施行いたしました。本市では、平成9年以来、15年ぶりの報酬改定となったものでございます。また、昨年度においては、特別職の退職手当額について、本審議会としてのご意見をとりまとめていただき、ご報告をいただいたところです。

本年度は、特別職の報酬等について、私から本審議会への諮問はいたしておりませんが、他市の状況や本市の財政状況などにつきまして、事務局からご説明させていただくことにしております。

「議会の政務活動費」につきましても、他市状況などを踏まえ、本年度は「諮問」をいたしておりませんのでご報告いたします。

2.（案件1）会長の選挙について

会長の選挙を行い、宮本又郎氏を選出した。

3.（案件2）会長職務代理者の指定について

会長が、吉村直樹氏を指定した。

4.（案件3）特別職の報酬等について

事務局から資料「豊中市特別職報酬等審議会関係資料」に基づき、豊中市の特別職報酬等の減額状況や大阪府内や近隣都市・類似都市の報酬等の動向、議会の活動状況などについて説明を行った。

また、「豊中市財政関係資料」に基づき、本市の財政状況について説明を行った。

（質疑・意見交換）

その後の質疑・意見交換では、次のような発言があった。

委員：一般職の給料の改定状況については、総額の結果の数値か。モデル給与か。

事務局：給与改定率である。昇給を除いた給料表そのものの改定率を示している。

委員：60歳以降の給与体系が変わっていると思うが、ここには含まれているのか。

事務局：60歳以降は再任用職員となり、雇用形態が変わるため、ここには含まれていない。

委員：全体を通して、財政危機から脱したという一番大きな原因はなにか。

事務局：事務事業の見直しにより市民の皆様にも負担をいただき、また、人件費の抑制、

人員構成という点で、多様な雇用形態の活用を進めたのも大きいと思っている。

委員：人件費については全国平均にもまだ届いていないのか。

事務局：財政全体に占める人件費の比率については若干高い状態である。府内平均26.3%、豊中は30.1%となっており、課題となっているが、全体の人数が多いというのではなく、職員構成の中で人件費の総額が上がっているものである。

委員：東京の各市と比較してどうなるのか。

事務局：東京の方は地域手当が多いため、単純には比較できない。

委員：特別職には退職手当があるが、議員については退職手当がないのは、昔からそういうものなのか。

事務局：非常勤の職となるため、支給の対象外である。

委員：全国的にそうか。

事務局：法律の規定によりそうになっている。

委員：政治家の方が、給料を上げるようにと盛んに言っているが、そういったことが、特別職の報酬等に反映されるには時間がかかるのか。

事務局：これまでの経過からいうと、民間の給与、職員の給与の変化に応じて、特別職の給与についても見直しを検討していくものであるため、少し遅れたかたちにはなるが、状況に応じて見直しをしていくことになろうかと思う。

委員：公務員から先に上げるのは難しいかと思う。

事務局：民間の水準が上がってから、人事院勧告に基づいて改定となる。

5. (案件4) 政務活動費について

資料「政務活動費に関する資料」に基づき、豊中市議会政務活動費の交付に関する条例や規程、大阪府内や近隣都市・類似都市の交付額の状況について、事務局が説明を行った。

(質疑・意見交換)

その後の質疑・意見交換では、次のような発言があった。

委員：会計帳簿は市民に公開されているか。

事務局：情報公開条例に基づき公開されている。

委員：ホームページで見られるか。

事務局：領収書や会計帳簿についてはホームページでの公開はしていない。情報公開課に申し込んでいただければ、公開する。

委員：帳簿や領収書のチェックを事務局がしていると思うが、議員から職員へプレッシャーがあると思う。公正にチェックできているのか、市民オンブズマンが入ったのチェック体制が必要であると思うのだが。

事務局：政務活動費の支出に関してメディアで問題になっており、第三者機関を入れてのチェックについての話題も本市議員の中から出てきていたが、議員全体の話し合いの中では、結論としては、そのような第三者機関は必要ないとの結論が出ている。

委員：一人一人にお金が支給されるイメージだったが、会派ごとに支給ということで、個々の議員についてはばらつきが出るということか。

事務局：本市では会派への支給となっている。会派によっては一人会派もあるが、複数人会派については、一人ひとりの議員が使用する金額については会派によって異なってくる。

委員：疑義のある支出があっても、まずは会派の中でのチェックが入るということか。

事務局：そういうことである。

委員：余った分は返してもらっても聞いている。説明を受けている限りは、兵庫県議会の議員のようなことにはならないのではないかと思う。

委員：疑義のある支出をした場合の罰則はあるのか。

事務局：罰則はないが、あまりにも疑わしい場合は、指摘して、取り下げていただく。最終的には会派での判断となるが、審査の結果については正副議長に報告し、また課題があればそれについても報告する。

委員：兵庫県議会の議員の件では事務局も問題は把握していたが、議員が必要であるというので、やむなく支出したと聞いている。豊中市でも話し合いの中で会派が正当であると主張すると、それを否定することはできないということか。

事務局：最終判断は会派となっている。

委員：やはり外部の人間がチェックする必要があると感じる。税金を払っている人からすると7万円は大きい。チェック体制が必要である。

事務局：外部の目を入れるべきとの指摘はあると思う。しかし、それを決める条例についても議会での可決が必要である。やはり、議会自身がどういうやり方をするかを決めるのが一つである。また、常時外部の審査という仕組みはないが、おかしいことがあればその都度監査請求するという方法もある。加えて、情報公開制度があり、市民の方が資料をチェックすることができる。議員の中からも外部の目を入れたほうが良いといった声もあったが、全体としては、こういった既存の仕組みの中で適正な運用がなされるべきであるという判断を現段階では行っているということである。

委員：情報公開請求を行った場合、市民はどのようなものまで見ることができるのか。

事務局：政務活動費にかかわるものすべてである。

委員：領収書も含めてか。

事務局：そうである。

委員：議会内部で監査が行われていることに関して少し違和感があるという意見が出たが、市の支出すべてに市民の目と云い出すときりがないので、難しい問題である。監査請求や情報公開といった制度を使っていけばいいのではないか。

委員：今までの話を聞いていると、基本的なルールはしっかりしているが、報道のされ方で、悪い印象をもたれており、チェック体制をより強化すべきであるという意見が出てきてしまうのだと思う。豊中市議会の中ではこれまできっちり運用されており、また公開されるということが議員への牽制にもなっている。現段階では今の制度をより厳しくする必要はないのではないか。

委員：実際の感触として、提出されてくるものをチェックする中でこれはおかしいと思うようなことはよくあるのか。

事務局：疑問があるような場合はある。そういう場合は職員が議員に直接話を聞いて納得するまで帰ってこない。グレーな部分について請求を取り下げてもらうよう

なことはあるにはあるが本市ではそういう案件は少ないと思う。

委員：個人に支給していないので、会派の事務局でもチェックはしているのであろう。

4. (案件5) その他について

意見等がないか確認後、閉会とする。

(審議会終了)